

中京工業地帯における工業用水問題（Ⅲ）

杉野 圀 明

目 次

はじめに

第1節 工業用水問題と地域開発計画

第2節 愛知県における工業用水使用状況の推移……第31巻第4号

第3節 工業用水としての愛知用水……………第31巻第5・6号

第4節 県営工業用水道の建設問題(1)

第5節 県営工業用水道の建設問題(2)……以上, 本号

第6節 工業用水利用にかんする問題点……以下, 次号

第7節 結びにかえて

(前号とはちがって, 項を節として全体の構成を変更した。)

第4節 県営工業用水道の建設問題(1)

われわれは、前節において、愛知用水が工業用水として利用されてくるに至った経緯をみてきた。本節では、その愛知用水がまさしく工業用水として利用することを物理的に可能とする工業用水道の建設にかんする問題について検討しておきたい。

さて、名古屋南部臨海工業地域に対する工業用水道は、愛知用水事業の一環として建設されはじめるが、昭和31年3月19日に愛知用水公団総裁の浜口雄彦氏と愛知県知事の桑原幹雄氏とのあいだで交された「上水道事業及び工業用水道事業に関する基本協定」のうち、工業用水道事業についての内容は主として次のようなものであった。

「第1 この協定において、「共同施設」とは、木曾川支流王滝川に新設する堰堤、

木曾川兼山地点における取水施設、農業用及び水道事業用に併せ供される水路及びこれらに付帯する施設をいい、「専用施設」とは、共用施設からの水道事業用の取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水池、配水管及びこれら付帯する施設をいう。

第2 (略)

第3 工業用水道専用施設については、次のとおりとする。

- 1 工業用水道専用施設工事は、県が施工する。
- 2 公団は、工業用水道専用施設工事費10億4千2百万円を県に供給する。
- 3 2の県に対する供給資金の供給条件は、年利6分5厘、工事期間中の元本は据え置き、利子は元加するものとし、工事完了後20箇年元利均等年賦償還とする。

第4 共用施設については、次のとおりとする。

- 1 共用施設工事は、公団が施行する。
- 2 公団は、1により造成された施設を県に使用させ、毎年、使用料を徴収する。
- 3 共用施設の使用料は、次のとおりとする。

イ 事業基本計画の定めるところにより算定された水道事業の負担費について第2の3に掲げる条件と同一の条件によりその負担年額を定め、これに維持管理に要する費用の県負担年額を加算した額を使用料とする。

ロ イの維持管理に要する費用の県負担年額の算定については、共用施設工事費の負担額算定の方式に準ずるものとする。

- 4 共用施設からの分水の方法については、両者協議して定めるものとする。

第5 専用施設及び共用施設の工事は、昭和35年度までに完了することを目標とする。

第6 (以下省略)¹⁾

この協定にもとづき、愛知県によって全専用施設の建設が、昭和31年度から36年度にかけておこなわれた。この県営工業用水道第一期事業は、「日量8万6,000m³ (施設能力)の工業用水を、主として名古屋南部の既成工業地帯に供給する²⁾」ために建設され、それに費した資金はおよそ累計で14億6,800万円であり、そのうち約11億2,500万円という大半の資金が「愛知用水公団債」によるものであった³⁾。

しかも、そこには次のような問題があったのである。

「水利権が0.693 m³/s しかないため、ロスを除いて計算すると、日量53,000

m³ となり、計画給水量 86,400 m³ との間に大きな開きがあるままスタートすることとなった。このため不足水利権の取得について非常に苦勞することになり、この取得も相当に遅れ、しかも非常に高い代価を支払う破目となった。⁴⁾

このように公権力の行使は、水利権の有無をとわず、工業用水の確保にむかうのであり、その代価は、結局のところ国民の負担となるのである。国民にとってみれば、まさしく「無茶苦茶」ということになるのであろうが、そうした実態が、巨大資本による工業用水の獲得方法なのである。

さて、これ以降、昭和51年度まで、愛知用水工業用水道事業は第四期事業に及ぶが、その大要は次表のとおりである。

第1表 愛知県営愛知用水工業用水道事業の概要

| | 第一期事業 | 第二期事業 | 第三期事業 | 第四期事業 |
|--------------------|------------------------|------------------------|------------------------|--|
| 専 用 施 設 工 事 期 間 | 昭和33年4月から 昭和36年9月まで | 昭和36年4月から 昭和49年8月まで | 昭和40年4月から 昭和48年3月まで | 昭和45年4月から 昭和52年3月まで (ダムは 昭和42年から) |
| 給水量一日最大 | 86,400 m ³ | 259,200 m ³ | 200,000 m ³ | 300,000 m ³ |
| 給 水 区 域 | 名古屋市南区、 港区、東海市 | 名古屋市南区、港 区、東海市、知多市 | 同 左 | 同 左 |
| 総 事 業 費 | 千円 1,468,669 | 千円 10,088,230 | 千円 7,743,733 | 千円 15,983,162 |

愛知県水運局「愛知県営愛知用水工業用水道事業概要書」、昭和50年4月、3、5、6、14、15、18、19ページより杉野が作製。なお「第3次愛知県地方計画」（昭和45年）には第五期計画までであるが、その後変更されたものと思われる。

まず、われわれは第一期事業から第四期事業までをつうじて、工業用水の一日最大給水量が 845,600 m³ に達することに注意を喚起したい。つまり、われわれがすでにみておいたように、愛知用水を工業用水として利用するばあい、昭和29年頃に計画された給水量は一日におよそ 102,000 m³ であったが、この第四期事業計画が終了する昭和52年3月には、その8倍以上にも達することになっているのである。

ちなみに、工業用水の一日給水量を年間給水量に換算（×300）してみると、253,680千 m³ となる。この水量は昭和29年6月に農林省農地局が「愛知用水事業計画概要」において策定した愛知用水の総供給水量、208,343千 m³ を越

えるという驚くべき数字なのである。

前節でも述べたことであるが、愛知用水は、農業用水としての性格をかなり捨てて、工業用水道としての性格をきわめて濃厚にしているということが、ここでも明らかとなるのである。

こうした愛知用水がもつ基本的性格の転換は、日本資本主義の高度経済成長政策の必然的帰結であるとはいえ、たんにそう言うだけでは片付けられない問題がある。それは愛知用水という水資源をめぐるなされる巨大工業資本と農民との競合関係であり、この競合関係が、この高度経済成長の過程でどのように変化してきたかという内容を明らかにしなければならない。

再々度述べることになるが、昭和29年の当初計画では工業用水の年間給水量28,000千 m^3 (104,000 m^3 /日)であったが⁶⁾、昭和30年9月におこなった愛知用水需要量調査によれば、名古屋南部、半田、刈谷の3地区35工場で、年間2,141万9千 m^3 の需要希望があった。昭和32年6月、公団で作成された実施計画では、これまでと同様、年間2,800万 m^3 が考えられていたが、名古屋南部臨海工業用地の造成がすすむにつれて、将来龍大な量の工業用水を必要とすることが予想されるに至った。かくして昭和32年12月2日、愛知県知事は名古屋南部臨海工業地帯造成に伴う工業用水の将来需要増を5 m^3 /秒と見込み、その追加確保を公団に要請することになるのである。それを反映して、昭和33年に出された『愛知県地方計画書』の第二巻において、愛知用水第二期事業として毎秒5 m^3 を計画したことも、すでにわれわれのみておいたところである。この毎秒5 m^3 という数字は、日量に換算すると、43万2千 m^3 (年間12,960万 m^3)という当初計画の4倍以上の数字なのである。

もっとも、こうした要請に対するその後の経過は次のとおりであった。

「農業受益面積3万674.9haのかんがい用水と、4,500万 m^3 の都市用水を供給する水量を確保することで事業が計画されているので、愛知県のこの要請にこたえるためには、新たに水源を確保する必要がある、また実質3年という短期間で工事を完成しなければならない情勢であった。このため、これをただちに変更するような基本計画をたてなおすことが困難であるとの理由で、公団は33年1月、「趣旨には賛意を表すが設計その他工事の施工は差し当たり従来どおり進めざるをえない実情にあるこ

とをお含みおき下さい」と回答し、愛知県の要望は実現にいたらなかった。⁷⁾

その後の昭和34年2月12日に、愛知県はこの追加要請の具体的施策として、幹線水路（八幡新田—加世端）の断面変更（12 m³/秒を16 m³/秒）を公団に依頼するなどの努力をするのであるが、事態は変化しなかった。だが、昭和33年には、東海製鉄、東洋レーヨン、大同製鋼などの進出が決定し、これに伴う工業用水の需要増とその確保は現実に大きな問題となってきた。すでに第一期事業に着手していたものの、数量的にはとても十分なものではなく、しかもその水利権の獲得には相当の苦勞をしている時期であった。

だが巨大企業、独占資本の資本蓄積運動に対する障害は、早急にとり除かれねばならなかった。というも、次の第2期事業は「名古屋市南部の既成工業地帯と、知多郡上野町・横須賀町および知多町地先にわたる、いわゆる名古屋南部臨海工業地帯のうち、第2区埋立地（590万m²）に進出が決定した東海製鉄への供給を意図するもの⁸⁾であった。」

という文章からみて、第二期事業の建設目的を明確に知ることができるのである。

しかも愛知県は、昭和34年7月16日に、「工業用水 25万m³を1m³当り4.0円以内で、愛知用水から供給する協定を結び、とりあえずは第一期工業用水道から供給することを約束⁹⁾」していたのである。したがって、第二期事業は、この25万m³/日を中心とした給水計画でなければならず、これをうけて愛知県は昭和43年度までの需要量目標を日量 25万9,200 m³（毎秒 3.0 m³）を第二期事業の計画給水量としたのである。この日量 25万9,200 m³ という数字を年に換算すると、7,776千 m³（日量×300）となり、計画給水量は第一期事業に比してその3倍に増加しているのである。しかも、実施期間は僅かに3年、新規水源がいまだ確保できていないという状況で、この事業計画は実施に移されねばならなかったのである。

25万 9,200 m³/日の工業用水を確保するために考えられた当初の具体案は次のようなものであった。

「取水河川——木曾川（表流水）

取水条件——濃尾用水頭首工の完成までは、かんがい期間は、今渡地点において平水量（毎秒 17 m³）を越えた流量から最大毎秒 11.5 m³ を、完成後は年間を通じ、今渡地点において毎秒 100 m³（操作規程基準水量）を越えた流量から最大毎秒 11.5 m³

を取水する。なお水利権の取得については、愛知用水の取水と別途に、県が申請する考えである。

導水方法——愛知用水幹線水路の通水余裕時を利用して最大毎秒 11.5 m³ をつぎの専用調整池へ導水する。調整池の利用は佐布里池・七曲池・鎌ヶ谷池の3池を建設し、上記の導入水を調整して必要な給水量を確保する。¹⁰⁾」

つまり、愛知用水の操作規程基準水量を越えた流量を取水し、その余裕水を専用調整池へ導入して必要な給水量を確保するというきわめてきびしい状況のもとで、第二期事業を開始するという方策をとらねばならなかったのである。とはいえ、余裕水については毎秒 11.5 m³ という最大限ともいえる取水条件が考えられており、ここには地方公共団体が、東海製鉄をはじめとする巨大企業のための工業用水を懸命に確保しようとする姿勢がありありとみうけられるのである。

こうしたきびしい見通しと条件のもとに、第二期事業は昭和36年4月からはじめられたのであるが、この苦しい状況は、日本資本主義の高度経済成長という当時の社会経済構造の変化によって一挙に解決されることになるのである。

その具体的な内容は次の文章によって端的に表現されている。

「農業用水受益面積が3万675 ha から、37年12月に2万3,686 ha に減少したため、その減少分に相当する農業用水の余剰を生じた。したがって、夏期にあってはこの余剰水を、また、夏期以外の期間にあっては木曾川自流ならびに牧尾ダムより発電¹¹⁾用に放流された水を、県営工業用水道第二期事業の工業用水に転用……（以下略）」

すなわち愛知県および愛知用水公団は、農業用水から毎秒 3.0 m³ を工業用水へ転用することを考えたのである。

くりかえし述べることになるが、高度経済成長政策は、臨海工業地帯における重化学工業化とならんで、農山村地域においては農業構造および林業構造の改善事業をおしすすめた。すなわち生産者米価を低水準におしとどめることなどによって、小貧農の切り捨て政策を展開し、生産手段である農地から労働力を引き離して工業地域にたいして低賃金労働力を供給させる一方で、他方では内陸工業用地を拡張する可能性を生み出すと共に、農地に附随している用水利用権を無用化することによって、工業用水確保の途を拓き開いたのである。

ここ知多半島をはじめ、旧来愛知用水を利用してきた農業地域もその例外ではなかった。

こうして余った農業用水は、もし水路さえ確保されれば、容易に工業用水へと転用することが、物理的にではなく、社会経済関係を変化させることによって可能となるのである。あるいは、こうした工業用水確保のための政策が国家によって展開されるとすれば、農民に愛知用水の建設費を負担させることは、もともと無理なのであり、世界銀行が地方公共団体等にその負担を転化させたのも、かかる見通しがあったと考えても不自然なことではない。そしてまた、農業用水の工業用水への転用は、巨大な独占資本にとっても大いに歓迎するところであった。

ところが、この工業用水確保については、別の新しい問題が生じた。それは水源県である岐阜県との交渉が難渋したことである。

この交渉は相当長びくが、昭和39年7月27日に「将来東濃用水など(毎秒 5.7 m³ 以内)をも充足するように補給することを条件として合意に達し、これに基づいて公団が従来取得していた水利権は、39年9月5日、岐阜県知事からの「木曾川水系木曾川筋の水利使用の変更許可」に伴う命令書により、毎秒 3.0 m³ の追加取水がつぎのとおり変更承認された。

かんがい期 工業用水・毎秒 3,693 m³、上水道・毎秒 1,007 m³

非かんがい期 工業用水・毎秒 3,693 m³、上水道・0.877 m³¹²⁾

この結果、39年12月28日、公団理事長より、愛知県知事あてに「愛知県工業用水第2期事業に係る工業用水の取水について」の書簡によって、追加工業用水量は、年間約 9,000万 m³ と定められたのである。¹³⁾

昭和40年7月、関係各省の出先機関と関係各県との協議機関である「木曾三川協議会」は、「木曾川三川水資源開発計画」を策定するが、その内容は第2表にみられるように木曾川の水を工業用水として大いに利用するというものであった。

すなわち、昭和38年段階ではまだ65%が農業用水として利用されていた木曾川も、昭和45年になると、工業用水としての利用比重が大きくなって農業用水

第2表 昭和45年木曾川使用用水量計画

| 総 流 出 量 106.2 億m ³ (A) | 使用水量 (B) | 昭和38年現在 | | | | 昭和45年目標 | | | |
|---|-----------|----------------------------|-------|-------|--------|---------|-------|-------|--------|
| | | 上水道 | 工業用水 | 農業用水 | 計 | 上水道 | 工業用水 | 農業用水 | 計 |
| | | (億m ³) 2.40 | 1.97 | 8.36 | 12.73 | 8.86 | 10.89 | 8.09 | 27.84 |
| | (B)/(A) % | 2.3 | 1.8 | 2.9 | 12.00 | 8.30 | 10.30 | 7.60 | 26.20 |
| | 百分比 | 18.80 | 15.50 | 65.70 | 100.00 | 31.80 | 39.10 | 29.10 | 100.00 |

『愛知用水史』, 117ページ。

利用との位置が逆転してしまうのである。つまり、工業用水としての利用が39%となって第一位になり、農業用水は29%で、第三位になっているのである。当然のことながら、このことは愛知用水を工業用水中心とした利用に転換することが背景にあったのである。

しかも、工業用水の大口需要者である東海製鉄では、「42年6月6日、第2号高炉の火入れが行なわれ、第3号高炉は同年度中に着工、49年5月に完成の予定で工事が進行中であつた。」¹⁴⁾のである。こうした大口需要者は東海製鉄を中心としながらも、当時名古屋臨海工業地帯に進出してきた数多くの工場についてもいえることであり、新規工業地帯の造成、それに見あった工業用水の確保という点から、愛知県では第三期事業を早急におしすすめねばならなかつたのである。したがって愛知県では、「40年より日量20万m³の第3期事業に着手するとともに、これに必要な水利権として、毎秒2.218m³(日量20万m³)と、前に述べた第2期上水道拡張事業の毎秒1.587m³、計毎秒3.805m³につき追加取水の早期解決について、42年3月、公団に依頼した。」¹⁵⁾という経過をたどるのである。

だが、この追加取水については次のような困難があつた。

第一には、前回の毎秒3.0m³転用によって、すでに水不足ということがいわれていたが、今回の追加取水では、たとえ農業受益面積が2万3,686haから1万5,000haに減少したとしても、水不足の傾向は増大するであろうこと。第二は、この追加取水を確保するためには、兼山取水条件の緩和が絶対条件となるが、下流利水施設の現状ならびに発電業者の同意を得ることが困難である

こと。その他に、都市用水から一時期に転用するという問題、あるいは関西電力との減電補償などという厄介な問題があったのである。¹⁶⁾

しかし、どのような困難があろうとも、東海製鉄のために工業用水は確保しなければならなかった。われわれは、愛知用水公団および愛知県、あわせて国家行政の諸機構がそのためにどのような努力をしてきたかをつぶさに見ておこう。

「水需要の事情は、日に日に緊迫の度を加えているので、公団は、愛知県と協議のうえ、上記1に関し、中部地建と話し合いのうえ岐阜県と非公式な事務的折衝に入った。

まず、第1に水利権付与の根本問題である水不足を解消する方法としては、岐阜県も参加して採用と決定した木曾三川協議会の基準年次に、公団年次を変更することを申し入れたが、岐阜県当局としては、県内に設置した水利協議会において種々検討を行なったが、従来からの水利権取得の経過もあり、また、基準年次変更の前例もないなどの考えから容認するに至らなかった。したがって、公団は中部地建からの勧告もあって従前どおりの許可条件のもとで、かんがい期毎秒 3.805 m³、非かんがい期毎秒 3.918 m³（各期かんがいを含む）の追加取水に対する水利使用変更許可の申請を建設省あてに行ない、中部地建の協力の下に協議を行なった結果、42年11月14日、同局長佐々木正文を立会人として、岐阜県はつぎのような条件を付けて公団および愛知県の要請を了解した。

岐阜県は、前回の毎秒 3.0 m³ 転用時と同様「東濃用水等の、水源事業の実施に当たって、愛知県が治水利水上の受ける利益を考慮し、これに協力すること。また、公団も十分協力すること。」の条件を付した。

この了解に基づき、43年3月29日、水利権使用変更に関する河川法（第23条）による許可があった。しかし、建設省はこの水利権の承認に当たって、あらかじめ関西電力の同意を求めてきたので会社と協議に入ったが、会社は毎秒 3.0 m³ 転用時のいきさつもあって容易に進展をみず、強く前回のような減電補償によって解決する方法を拒否し、別途水源による補償の要求を行ってきた。愛知県および公団としては、金銭補償を拒否するなら電力自身で補償する方針を固め、名古屋通産局とも協議し、さらに中部電力株式会社に協力を求めるなど話し合いを進め、42年12月28日、関西電力との間で、今後水源措置を伴わない追加取水・転用取水を行なわないこと、水源措置¹⁷⁾の具体策などの確定を条件として協定の同意が得られた。」

このことは、いわば工業立地の無政府性に照応した工業用水確保の無政府性であり、独占資本は国家権力を行使するかたちで必要工業用水量を確保してい

くのである。したがって、ここでは用水利用に関する地域住民の民主主義的運営といったことは消失し、あるのは、ただ独占の大資本の蓄積運動にたいする地方公共団体および国家諸機関の全面的動員ということである。こうした国家行政諸機構間の相互調整、国家独占事業間の調整、地方公共団体の調整、こうした行政上の調整と法制上の諸措置を講ずることによって私的独占企業の資本蓄積上における諸障害を、いわば強権の形態でもって除去していくメカニズムの存在を鋭く凝視しなければならない。

かくして愛知用水工業用水道事業の第三期事業は、昭和40年4月からはじめられるが、それととも第二期事業と同様、事業開始の当初においては、予定取水量を確保できるという見通しがないままの見切り発車であったのである。

やや協道にそれるが、こうした強権的な水収奪は、愛知用水道にかかわる納付金の負担をめぐって、農民から大きな不満が生じたのも当然のことであった。

愛知用水事業にはじめるにあたっての運動、建設費に対する援助費請願運動、そして工事にさいして安い価格で用地を提供したのは、いずれも農民であった。したがって、愛知用水利用の比重が農業用水から都市用水へと移れば、農民の負担金を削減し、都市用水利用者が負担すべきだという要求が農民の中から出てくるのは必然的であった。

農民の負担費用は当初1反あたり3万円であった。もっとも農民が反当3万円を負担しても、工事費増などあって、とても償却できる金額ではなかったけれども、そうした経緯から、農民は昭和39年まで支払を延期していた。土地改良法にもとづく「土地改良区」とのとりきめで、昭和40年から41年までは暫定的に10アールあたり1,000円を支払うということになり、やっと、昭和42年12月に1反あたり4万円、支払方法は10アールあたり2,200円とし、これを18年間支払うということ¹⁸⁾で和解したという。ちなみに、農業用水利用の変化についてふれておくと、かつて計画農業受益面積3万3,071haであったものが、3万675haと変更され、昭和37年12月には2万3,686haに減少し、そして将来に¹⁹⁾おいては1万5,000haまでになるという予想までたてられるに至るのである。ここでは、農業破壊と水収奪とが、巨大工業資本の蓄積運動にまさしく関連し

たものとしてあらわれているのである。

- 1) 『愛知用水史』(資料編), 愛知用水公団・愛知県, 昭和43年9月30日, 360～361ページ。
- 2) 『愛知用水史』, 同上, 499ページ。
- 3) 同上。
- 4) 『県営水道事業及び工業用水事業概要』, 愛知県水道局, 昭和47年7月27日, 21ページ。
- 5) 拙稿, 「中京工業地帯における工業用水問題(Ⅱ)」, 『立命館経済学』, 第31巻, 第5・6号, 1983年2月, 28ページ。なお, 原数字は, 『愛知用水史』(資料編), 359ページによる。
- 6) 『愛知用水史』, 前出, 211ページ。なお, この数字と注5)の数字とでは一日の給水量で 2,000 m³ の差があるが, 問題の本質にかかわる差ではない。
- 7) 『愛知用水史』, 前出, 614ページ。
- 8) 『愛知用水史』, 前出, 502～503ページ。
- 9) 同上, 503ページ。
- 10) 同上, 504ページ。なお, 引用文中にある「頭首工」とは, 湖沼, 河川などから用水路へ必要な水を引き入れるための施設で, 普通, 堰と取水用水門およびそれらの付属設備のことである。
- 11) 同上, 505ページ。
- 12) 同上, 505ページ。
- 13) 同上, 506ページ参照。
- 14) 同上, 518ページ。
- 15) 同上, 同ページ。
- 16) 同上, 518～519ページ参照。
- 17) 同上, 519, 520ページ。
- 18) 水資源開発公団愛知用水総合管理所でのキキトリによる。昭和51年2月23日。
- 19) 『あいちの水 一水不足にそなえて一』, 愛知県企画部水資源対策室, 1975年5月, 13ページ。なおここでは, 愛知県の工業用水最大取水量は 8,009 m³/s となっている。

第5節 県営工業用水道の建設問題(2)

愛知県においては, 所得倍増計画ならぬ工業生産力4倍増計画を実施し, と

くに名古屋南部臨海工業地帯では、立地企業の本格的な稼動がはじまると、とても第三期事業までの給水量では、工業用水をまかなうことはできなくなった。かくして、第四期事業が昭和45年から開始され、昭和52年に完工する予定としてははじめられるのである。この事業内容は1日に30万立方メートルを給水するというものであり、総事業費も225億8,000万円という巨大大事業であった。

ちなみに、名古屋臨海工業地帯における工業用水需要量は、第3表にみるような驚くべき伸び率を示すのである。

昭和40年を基準とすれば、同43年にはすでに約2倍となり、48年には約3倍増になっている。また、第4表からみても、淡水総使用量は昭和40年を基準として、同43年には約1.5倍、同48年には、約3.6倍となっている。多くを語る必要はない。重化学工業の高度成長(資本の強蓄積)に対応した工業用水確保と供給の実績がこのような数字としてあらわれてきたのである。

われわれは、工業用水の確保が、主として愛知用水の利用転換、つまり農業用水から工業用水への利用転換によっておこなわれてきたことを知っている。

第3表 愛知用水工業水道事業
による工業用水需要量

| 年次 | 工業用水需要量 m ³ /日 |
|-------|------------------------------|
| 昭和40年 | 208,896 |
| 41年 | 231,456 |
| 42年 | 336,288 |
| 43年 | 412,140 |
| 44年 | 448,032 |
| 45年 | 477,672 |
| 46年 | 477,672 |
| 47年 | 563,376 |
| 48年 | 627,888 |
| 49年 | 701,688 |
| 53年 | 845,600 |

愛知県水道局「愛知県営愛知用水工業水道事業概要書」昭和50年4月。23ページ。

なお、昭和45年と46年が同一数字になっているので、多分ミスと思われる。

第4表 名古屋工業地区における
工業用水(淡水)使用量推移

| | 淡水総使用量 m ³ /日 | うち工業用 水道 m ³ /日 | 回収水 m ³ /日 |
|-------|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| 昭和40年 | 1,430,624 | 242,836 | 678,725 |
| 41年 | 1,480,506 | 251,806 | 838,891 |
| 42年 | 1,809,130 | 358,594 | 1,050,934 |
| 43年 | 2,143,210 | 419,359 | 1,265,742 |
| 44年 | 2,856,059 | 491,844 | 1,892,190 |
| 45年 | 3,206,096 | 504,160 | 2,266,826 |
| 46年 | 4,261,884 | 508,094 | 3,315,388 |
| 47年 | 4,341,085 | 544,663 | 3,341,085 |
| 48年 | 5,198,424 | 366,814※ | 4,241,309 |
| 49年 | 5,484,222 | 623,410 | 4,523,043 |
| 50年 | 5,910,524 | 624,897 | 5,000,950 |

出所 通産省「工業統計表」(用地・用水編)、各年版より。
注) ちなみに、名古屋工業地区とは、名古屋市、常滑市、東海市、知多市、弥富町、飛島村の地域である。

※ 昭和48年における工業用水道の使用量が大幅に減少しているが、同年には上水道使用量が、20万m³/日も増大している。これは統計上のミスと推察されるが、そのままにしておいた。

そこで、その過程を水利権の取得過程として、もう少し詳しく分析しておきたい。次の第5表は、昭和35年から昭和49年にかけての水利権取得過程を示したものである。

第5表からわかることは、愛知県における工業用水としての水利権は、昭和39年、43年、47年と取得され、若干の内容変更をとめないながら、昭和49年には矢作川分も含んで $9.648 \text{ m}^3/\text{s}$ となっている。これは昭和35年当初 $0.693 \text{ m}^3/\text{s}$ の実に約14倍というすさまじい増加率を示している。これに対して、愛知県の農業用水は、昭和35年当初 $26,770 \text{ m}^3/\text{s}$ であったが、昭和49年には $20,184 \text{ m}^3/\text{s}$ へと、および25%の減少をしている。農業用水の減少量が工業用水の増大量に対応していないのは、新たな水源確保によるものと考えられる。しかしながら、農業用水の受益面積についてみると、昭和35年に $32,130 \text{ ha}$ であったものが、昭和43年以降は $14,509 \text{ ha}$ へと半分以下に減少していることがわかる。つまり、その分だけ工業用水へと転用されたことがわかる。

次に、その実態はどうであったか、愛知用水の年度別用途別使用水量を検討してみよう。第6表がそれである。

まず、愛知用水による用水使用総量からみると、昭和37年に $87,533$ 千立方メートルであったものが、昭和49年には $344,780$ 千立方メートルへと、約4倍増となっている。この数字だけからすれば、まさしく、愛知県の4倍増計画に対応しているといえそうであるが、問題は別のところにある。工業用水についてみると、昭和37年には $32,396$ 千立方メートルであったものが、昭和49年には岐阜県分もあわせて、なんと $199,152$ 千立方メートル、すなわち6倍増にもなっていることである。また量的には工業用水のおよそ3分の1であるが、上水道用水は、この間に約8倍増になっている。こうした状況から当然に推察できることであるが、農業用水は昭和37年の $45,526$ 千立方メートルから昭和49年の $76,184$ 千立方メートルへと、微増しているだけである。その結果、愛知用水の用途別使用量は、昭和39年までは農業用水が主であったが、昭和40年を境に工業用水が中心となってきているのである。もっとも、上水道用水の量も、昭和37年には約30%であったものが、昭和49年度では38%となり、漸増の傾向にあることを見過してはならない。

第5表 愛知用水関連都市用水等

| 取得年月日 区分 | | | S. 35. 6. 10 | S. 39. 9. 5 | S. 40. 3. 31 | S. 43. 3. 18 |
|-------------|-----|-----|---|--|---------------------------------|-----------------------------------|
| | | | (創 設) | (工水 3m ³ /s 転 用) | (可児工水) | (3,805m ³ /s 追 加) |
| 水道用水 | 愛知県 | 夏 | 1.007 | (1.007) | (1.007) | 1.587 (2,594) |
| | | 冬 | 0.877 | (0.877) | (0.877) | 1.328 (2,205) |
| 工業用水 | 愛知県 | 夏・冬 | 0.693 | 3.000 (3.693) | (3.693) | 2.218 (5,911) |
| | | 岐阜県 | 夏・冬 | | | 0.300 |
| 農業用水 | 愛知県 | 夏 | 26.770 (32,130ha) | 23.770 (23,023.2ha) | (23.770) (23,023.2ha) | (20.184) (14,509.2ha) |
| | | 冬 | | | | 0.372 |
| | 岐阜県 | 夏 | 1.830 (847ha) | (1.830) (487.7ha) | 1.530 (487.7ha) | 1.330 (487.7ha) |
| | | 冬 | 0.566 | (0.566) | (0.266) | (0.066) |
| 備 考 | | | 上・工水で 夏 1.7m ³ /s 冬 1.57m ³ /s 農水愛・岐で 28.6m ³ /s | 上・工水に分割 農水愛・岐で 25.6m ³ /s | 農水愛・岐で 25.3m ³ /s | 農水愛・岐で 21,514m ³ /s |

注) 愛知県水道局工業用水課調べ(昭和51年2月23日)

つづいて、われわれは愛知用水工業用水事業計画における建設資金計画を検討しておこう。第7表は、その資金計画の推移である。

まず、第一期事業であるが、これは水資源開発公団債(旧愛知用水公団債)が8割近くに達しており、この内容が世銀からの借款によるものであることはすでにみておいたところである。そして、この借款は、とにかくも農業用水とあわせて工業用水道の建設という二重の性格をもっていた。したがって、工業用水道はたんに既存の名古屋工業地帯への一般的な給水を意図したものであった

水利権取得変遷表

(単位：m³/s)

| S. 47. 7. 17 (2.61 m ³ /s 暫定) | S. 48.10. 1 (2.496 m ³ /s 矢作導入) | S. 49. 2. 6 (2.61 m ³ /s 暫定の内訳変更) | 備 考 |
|---|---|---|--|
| 0.512 (3.106) | (3.106) | 1.369 (3.963) | 1. () は累計水量 2. 農業用水 () の ha 表示は受益面積 3. 夏：5/1～10/3 冬：10/4～4/30 4. [] は矢作分を含む |
| 0.435 (2.640) | (2.640) | 1.164 (3.369) | |
| 2.098 (8.009) | 2.496 (8.009) [10.505] | 1.241 (7.152) [9.648] | |
| (0.500) | (0.500) | (0.500) | |
| (20.184) (14,509.2ha) | (20.184) (14,509.2ha) | (20.184) (14,509.2ha) | |
| (0.372) | (0.372) | (0.372) | |
| (1.330) (487.7ha) | (1.330) (487.7ha) | (1.330) (487.7ha) | |
| (0.066) | (0.066) | (0.066) | |
| 同 左 | 同 左 | 同 左 | |

し、工業用水価格と上水道価格との対比、井戸水利用との関係が問題とされたのであった。

けれども、東海製鉄への工業用水供給を主内容とする第二期事業になると、その資金調達、地方債、それも会社引き受けによるものが中心となってくる。ところが、第三期事業はこうした会社引き受けによる地方債の発行はなくなり、これにかわって「企業債」というものが相当の比重をもってあらわれ、水資源開発公団債の比重も大きくなって来る。この「企業債」は、その名称からみて

第6表 愛知用水の

| 年度 | 農 業 用 水 | | | 水道用水 | 工 業 用 水 | | |
|-----------------|---------|--------|---------------------------------|---------------------------------|---------|---------|---------------------------------|
| | 水 田 | 畑 | 計 | | 岐 阜 | 愛 知 | 計 |
| | | | ($10^3 \times m^3$) (52.0) | ($10^3 \times m^3$) (11.0) | | | ($10^3 \times m^3$) (37.0) |
| 37 | 37,200 | 8,326 | 45,526 | 9,611 | — | 32,369 | 32,396 |
| 38 | 54,900 | 8,146 | 63,046 | 12,558 | — | 37,215 | 37,215 |
| 39 | 81,500 | 14,236 | 95,736 | 16,383 | — | 54,765 | 54,765 |
| 40 | 62,000 | 11,079 | 73,079 | 17,126 | 869 | 74,386 | 75,255 |
| 41 | 65,000 | 10,592 | 75,592 | 20,364 | 3,719 | 81,213 | 84,932 |
| 42 | 71,670 | 9,000 | 80,670 | 25,646 | 5,955 | 110,768 | 116,723 |
| 43 | 62,700 | 8,694 | 71,394 | 27,784 | 7,719 | 136,793 | 144,512 |
| 44 | 67,405 | 8,800 | (26.5) 76,205 | (13.3) 38,364 | 11,587 | 161,232 | (60.2) 172,819 |
| 45 | 55,184 | 10,945 | 66,129 | 53,242 | 12,579 | 166,599 | 179,178 |
| 46 | 56,300 | 10,320 | 66,620 | 57,306 | 14,214 | 164,044 | 178,258 |
| 47 | 58,909 | 11,834 | 70,742 | 64,298 | 13,976 | 182,785 | 196,761 |
| 48 | 69,191 | 13,725 | 82,916 | 68,946 | 13,495 | 181,933 | 195,428 |
| 49 | 60,854 | 8,590 | (20.1) 69,444 | (22.1) 76,184 | 13,706 | 185,446 | (57.8) 199,152 |
| 13カ年平均 (%) | 61,775 | 10,330 | 72,085 (30.3) | 37,524 (15.8) | 7,524 | 120,737 | 128,261 (53.9) |
| 37年次計画 (%) | 100,292 | 49,256 | 149,548 (76.9) | 23,160 (11.9) | — | 21,840 | 21,840 (11.2) |
| 40年次以降計画 (%) | 77,391 | 33,953 | 111,344 (42.8) | 23,160 (8.9) | 9,461 | 116,448 | 125,909 (48.3) |
| 43年次以降計画 (%) | 58,675 | 12,850 | 71,525 (21.3) | 62,672 (18.6) | 15,768 | 186,409 | 202,177 (60.1) |
| 48年次以降計画 (%) | 58,675 | 12,850 | 71,525 (14.7) | 96,788 (19.8) | 15,768 | 304,259 | 320,027 (65.5) |

会社引き受け債と同じように理解されやすいが、その内実は、大蔵省や公営企業金融公庫などの国家財政資金による公債発行であり、国家資金の投入にほかならない。

企業債の比重は、第三期を経て第四期事業になると、いっそう大きくなり、

年度別使用水量表

（水資源開発公団愛知用水総合管理所調べ）

| 合 計 | かんがい実施面積 | | | 記 事 |
|---|----------|----------|----------|---|
| | 水 田 | 畑 | 計 | |
| (10 ³ ×m ³) (100.0) 87,533 | 7,838.1 | 1,958.9 | 9,797.0 | (1) 水道伸率 (49年/37年) $\frac{76,184}{9,611}=7.93$ 倍 (2) 工業伸率 (49年/37年) $\frac{199,152}{32,396}=6.15$ 倍 (3) 工業愛知伸率 $\frac{185,446}{32,396}=5.72$ 倍 |
| 112,819 | 8,252.3 | 1,365.5 | 9,617.8 | |
| 166,884 | 10,171.4 | 1,970.6 | 12,142.0 | |
| 165,460 | 7,813.6 | 1,564.7 | 9,378.3 | |
| 180,888 | 8,415.7 | 1,502.3 | 9,918.0 | |
| 223,039 | 9,024.1 | 1,672.5 | 10,696.6 | |
| 243,690 | 8,794.6 | 1,394.3 | 10,188.9 | |
| (100.0) 237,388 | 8,722.9 | 1,220.5 | 9,943.4 | |
| 298,549 | 8,260.2 | 1,755.4 | 10,015.6 | |
| 302,184 | 7,833.0 | 1,635.6 | 9,468.6 | |
| 331,801 | 7,246.7 | 1,505.0 | 8,751.7 | |
| 347,290 | 7,937.2 | 1,609.7 | 9,546.9 | |
| (100.0) 344,780 | 7,674.2 | 1,230.3 | 8,904.5 | |
| 237,870 (100.0) | 8,306.5 | 1,568.1 | 9,874.6 | |
| 194,548 (100.0) | 19,136.5 | 11,538.4 | 30,674.9 | |
| 260,413 (100.0) | 15,663.2 | 7,847.7 | 23,510.9 | 工業用水 3.0m ³ /s 転用 |
| 336,374 (100.0) | 12,112.7 | 2,884.2 | 14,996.9 | 都市用水 4.005m ³ /s 転用 |
| 488,340 (100.0) | 12,112.7 | 2,884.2 | 14,996.9 | 矢作川専水量を含む |

建設資金に占める比重も6割強となってくるのである。さらにまた、第二期事業から第四期事業にかけて、国庫補助が15～17%近くあることは、その利用が特定の企業に限られているだけに、いわば公的資金の私的転用とみてもよからう。そしてこのことが、私的転用という現象をもちえないのは、事業そのもの

第7表 愛知用水工業用水道建設資金計画（第一期～第四期）

（単位：千円）

| | 第一期事業 (S31~36) | | 第二期事業 (S36~48) | | 第三期事業 (S40~47) | | 第四期事業 (S42~51) | |
|--------------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|
| 地方公共団体負担 | 7,595 | 0.5 | 606,000 | 6.0 | 371,661 | 4.8 | 702,108 | 4.4 |
| 国庫補助 | 331,500 | 22.6 | 1,486,700 | 14.7 | 1,325,300 | 17.1 | 2,537,320 | 15.9 |
| 水資源開発公団債 | 1,125,352 | 76.6 | 2,691,851 | 26.7 | 3,050,772 | 39.4 | 2,728,898 | 17.1 |
| 地方債 { 国庫引受起債 | — | — | 1,135,000 | 11.3 | — | — | — | — |
| 公募起債 | — | — | 4,119,590 | 40.8 | — | — | — | — |
| 企業債 | — | — | — | — | 2,943,200 | 38.0 | 9,957,500 | 62.3 |
| 工場分岐負担金 | — | — | 49,083 | 0.5 | 52,800 | 0.7 | 57,336 | 0.3 |
| 雑収入 | 4,222 | 0.3 | — | — | — | — | — | — |
| 合計 | 1,468,669 | 100.0 | 10,088,230 | 100.0 | 7,743,733 | 100.0 | 15,983,162 | 100.0 |

【愛知用水工業用水道事業概要書】昭和50年4月，愛知県水道局，p.4, p.6, p.15, p.19より。
ただし，第二期事業の合計における不突合は原表のもの。構成比率は杉野が算出した。

が，「愛知県営」という公共的形態での事業であり，かつ，工業用水道の建設という特定地域に特化しながらも社会的性格をもった物質的生産力の増強を内容とするものであったからである。

かくして，愛知県ではその重化学工業化政策と並行しながら工業用水道事業を昭和33年以降，急速におしすすめてくるが，昭和50年段階における愛知県営の工業用水道計画は次の第8表のようになっている。

第8表 愛知県工業用水道事業計画概要

| 事業名 | 給水量 m ³ /日 | 年度 |
|-----------------|-----------------------|-------|
| 愛知用水工業用水道（1期） | 86,400 | 33~36 |
| " （2期） | 259,200 | 36~40 |
| " （3期） | 200,000 | 40~47 |
| " （4期） | 300,000 | 45~51 |
| 西三河工業用水道 | 300,000 | 45~54 |
| 東三河工業用水道（1期） | 27,000 | 43~44 |
| " （2期） | 128,000 | 46~53 |
| 名古屋臨海工業用水道（1期） | 200,000 | 47~53 |

愛知県水道局「愛知県営水道・工業用水道事業計画図」（昭和50年4月）より。

われわれが，第8表を掲げたのは以下の理由によるものである。

つまり，われわれは主として名古屋南部の重化学工業化に関連させて，愛知用水の工業用水化の過程，工業用水道事業の経過をみてきた。この歴史的過程は，愛知用水の基本的性格を農業用水から工業用水へと転換させる過程であったが，これが愛知用水という個別的な事例であるのかどうかという検討は，なお残されている。したがって，重化学工業化が急速にすすめられた愛知県他

の地域、具体的には東・西三河工業地域にかかわって、明治用水、豊川用水などがどうなったのかということについても、一応の検討をしておく必要があるからである。このことは、個別的な事例をそれ自体として把えるだけでなく、その一般的把握への展開でもあるのである。したがって、われわれは、この節のまとめとして、愛知県営工業用水道事業の全体についても概観しておきたいと思う。

まず最初に、愛知用水との関連で、名古屋臨海工業用水道についてみておきたい。

さて、愛知用水の工業用水化は、すでに取水量にも限界があるなど多くの問題を含んでいるので、昭和50年段階では、第4期事業をもって一応の結末をつけるということが予想されていた。にもかかわらず、埋立地造成にもなる名古屋西部・南部臨海部における巨大な諸工場の立地とその操業化は、さらに多量の工業用水を必要とするに至った。かくして、名古屋臨海工業用水道（第一期）事業が、昭和47年からはじめられるのである。

この事業の目的は次のとおりである。

「名古屋港管理組合によって工業用地の造成が進められている名古屋西部臨海工業地帯へ新規立地した企業ならびに名古屋南部臨海工業地帯の既存企業および新規立地企業に対し、1日 200,000 m³ の工業用水を給水するものである。

なお、名古屋南部臨海工業地帯に対しては、愛知用水工業用水道から給水することとしているが、愛知用水幹線水路の工業用水依存量が昭和51年で満杯となるため昭和52年以降の需要増加分に対しては、当該事業より補給するものである。¹⁾」

ちなみに、この名古屋臨海工業用水道（第一期）の建設については、国家による補助対象となる総事業費が、88億8,600万円であり、そのうち補助額は17億5,885万円²⁾で補助率20%となっている。ところで、この工業用水道からの給水先（予定）は、東洋レーヨン東海分工場へ 45,232 m³/日を中心に、出光興産 16,000 m³/日、大同製鋼知多工場 9,600 m³/日、東邦ガス 6,480 m³/日、三井東圧化学名古屋工場 4,992 m³/日、中部電力 4,320 m³/日、三井物産（B地区）4,176 m³/日²⁾が、その主たるものとなっている。この点では、名古屋臨海工業用水道も、巨大企業を中心とした給水が目的となっていることがわかる。

第9表 衣浦工業地区立地企業

| 地区名 | 企業名 | 業種又は主要品名 | 契約年月 | 譲渡面積 |
|--------|-----------------|----------------|---------|-----------------------|
| 衣浦1号地 | 中部電力KK | 電力 | S.39.2 | 663,302m ² |
| 衣浦2号地 | ブリヂストン液化ガスKK | LPG・LNG等配分 | S.47.3 | 277,000 |
| | シエール石油KK | 燃料・潤滑油・LPG | S.47.3 | 167,000 |
| | 兼松江商KK | LPG・重油等配分 | S.48.3 | 184,000 |
| 衣浦3号地 | KK中山製鋼所 | 製鉄 | S.36.6 | 196,232 |
| | 日本化学工業KK | 化学製品 | S.42.12 | 169,677 |
| | 旭硝子KK | ガラス | S.43.12 | 599,391 |
| 衣浦4号地 | 丸紅KK | 食品 | S.43.5 | 98,274 |
| | 日本コーンスターチKK | コーンスターチ | S.43.5 | 98,494 |
| | アミノ飼料工業KK | 配合飼料 | S.43.5 | 16,605 |
| | 碧南市開発公社 | | S.44.3 | 66,000 |
| | トヨタ自動車工業KK | 自動車部品 | S.45.3 | 330,578 |
| | トヨタ自動車販売KK | 自動車流通基地 | S.45.3 | 327,783 |
| | 中部電力KK | 変電所 | S.45.9 | 1,584 |
| | 伊藤忠商事KK | 食品・飼料 | S.45.11 | 223,046 |
| | アイシン精機KK | 自動車部品 | S.45.11 | 99,306 |
| 衣浦5号地 | 東海電極製造KK | カーボン | S.38.12 | 246,116 |
| 衣浦6号地 | 台糖ファイザーKK | 菓食品 | S.40.2 | 248,382 |
| | 日本金属工業KK | 金 属 | S.45.12 | 1,000,000 |
| | 碧南市開発公社 | | S.46.12 | 203,468 |
| 衣浦7号地 | 川崎製鉄KK | 製鉄 | S.38.3 | 231,405 |
| 衣浦8号地 | 三井物産KK | 木材 | S.43.3 | 166,652 |
| | 日綿実業KK | 木材 | S.43.3 | 86,481 |
| | 浅井産業KK | 特殊鋼サービスセンター | S.43.5 | 15,473 |
| | 日綿実業KK | 木材 | S.44.3 | 16,524 |
| | 新秋木材業KK | 木材 | S.44.3 | 16,520 |
| | KK坂巻商店 | 木材 | S.44.3 | 16,500 |
| | 小野田セメントKK | セメントサービスステーション | S.44.12 | 54,195 |
| | 愛知県衣浦港トラック事業(協) | トラックターミナル | S.44.12 | 23,800 |
| | 昭和土木KK | アスファルトプラント | S.46.10 | 12,678 |
| | 加藤製油KK | 配合飼料・油脂 | S.47.3 | 13,223 |
| | 東洋工業KK | 完成車配送センター | S.47.4 | 221,831 |
| 衣浦9号地 | 川崎製鉄KK | 製鉄 | S.42.4 | 1,322,314 |
| | 日本碍子KK | 碍子 | S.45.10 | 87,524 |
| 衣浦10号地 | KK坂巻商店 | 木材 | S.43.3 | 5,289 |
| | 内藤儀一 | 木材(製材) | S.43.3 | 4,760 |
| | 合名会社丸良安藤商店 | 木材 | S.43.3 | 2,909 |
| | KK大清商店 | 木材(製材) | S.43.3 | 2,909 |
| | 石川合板KK | 合板 | S.43.3 | 4,357 |
| | 衣浦港外材KK | 木材 | S.43.3 | 2,597 |

| 地区名 | 企業名 | 業種又は主製品名 | 契約年月 | 譲渡面積 |
|----------------|---------|-----------|---------|---------|
| 衣浦11号地 沢田新田 | 半田港運KK | 荷役 | S.43.3 | 11,879 |
| | 日本車輻製KK | 橋梁鉄骨・産業機械 | S.48.3 | 330,000 |
| | 日東産業KK | 研削砥石 | S.41.7 | 2,875 |
| | 半田港運KK | 荷役 | S.41.9 | 16,561 |
| | 不二鋳業KK | 非金屬鋳業 | S.42.6 | 4,311 |
| | KK山六 | 木材 | S.42.6 | 3,364 |
| | KK坂巻商 | 材店 | S.42.6 | 3,364 |
| | 丸幸木材KK | 木材 | S.42.6 | 3,355 |
| | 三井物産KK | 木材 | S.42.6 | 19,081 |
| | 日商岩井KK | 木材 | S.42.6 | 16,167 |
| | 住友商事KK | 木材 | S.42.6 | 7,809 |
| | 丸紅KK | 木材 | S.42.9 | 8,759 |
| | 豊しゅう油KK | しゅう油 | S.42.11 | 11,683 |
| | 日東産業KK | 研削砥石 | S.42.12 | 7,620 |

愛知県企業局『衣浦港要覧』1973, 付表による。

次に、われわれは衣浦工業地帯、つまり西三河工業地帯についてもみておくことにしよう。この西三河工業地帯においても、昭和45年以降、工業用水道の建設がはじめられ、すでに昭和50年の段階では一部で給水がはじめられている。

さて、その西三河工業用水道についてであるが、その取水地点が明治用水頭首工（豊田市水源町）であることからわかるように、農業用水としての明治用水からの一部転用がはかれたものである。その給水内訳は、衣浦地域の企業に1日20万立方米、トヨタ自動車工業を中心とする西三河北部地域の企業に1日10万立方米となっている。³⁾なお、総建設事業費は計281億6,661万円で、そのうち178億8,750万円が企業債に抛り、77億5,840万円を国庫補助金で、そして一般会計補助金出資金を25億2,071万円ほど見込んで⁴⁾いる。念のために補記しておく、この衣浦地区の企業に対する給水料金は、一立方米あたり20円となっており、これは他の工業用水道料金にくらべて割高となっている。

ちなみに、この衣浦工業地区に立地してきた企業をみてみると第9表のようになる。

次に、東三河工業用水道について、その概略をみておくことにしよう。

「東三河地域は、……昭和35年頃から豊川市、豊橋市を中心に製鋼、電気機械、輸送機械等の企業が著しく進出してきた。加えて昭和39年3月に三河港が重要港湾に決

第10表 愛知県営東三河

| 資金区分 | 第一期事業 | | | | |
|--------|-----------|---------|---------|------------|-----------|
| | 総事業費 | 43年 | 44年 | 総計画額 | 44～46 |
| 国庫補助 | 402,500 | 243,600 | 158,900 | 3,510,100 | 411,900 |
| 県出資金等 | 2,195 | 199 | 1,996 | 2,655,891 | 429,304 |
| 起債等 | 385,486 | 64,750 | 320,736 | 3,534,000 | 20,000 |
| 水資源公団債 | 387,874 | 387,874 | 0 | 1,982,845 | 744,300 |
| 計 | 1,178,055 | 696,423 | 481,632 | 11,682,836 | 1,605,504 |

愛知県水道局「愛知県営東三河工業用水道事業概要書」S.50. p.3, 6ページより作製。

定され、同39年7月には工業整備特別区域に指定され、……また、愛知県企業局では昭和40年から重要港湾三河港を中心に蒲郡、神野及び田原の臨海部に3,800万平方メートルに及ぶ臨海工業地帯の造成を進めており、すでに現在までに559万平方メートルの造成が完了しております。このような地域に対して、愛知県水道局は愛知用水公団（現水資源開発公団）が昭和36年に着手し、昭和43年に完成した豊川用水によって一日最大155,000立方メートルの工業用水をいちやく確得しました。そのうち第一期事業として、昭和43・44年度の2ヶ年で専用施設を完成し、蒲郡の既存工場を中心に1日当たり27,000立方メートルの工業用水を昭和45年から給水開始するとともに第二期事業として蒲郡地区の既存企業および新規立地企業に対し、新たに1日17,000立方メートルを追加給水する。また豊橋地区については、大崎臨海⁵⁾および田原臨海へ新規立地する企業に対し1日111,000立方メートルを給水するものである。」

また、工業用地37,363千⁶⁾m²の臨海工業用地の造成が計画されている東三河地域では、第一期および第二期工業用水道事業で1日最大給水量155,000m³を予定しているが、将来において工業用水の需要が越える場合をも考えて次のように述べられている。

「将来の需要増に対して同用水の水不足は豊川支流寒狭川の総合開発によって需給のバランスを保つ計画である。」⁷⁾

われわれは、この短文のなかに、独占資本の企業立地、あるいは企業活動における物理的に困難な条件、そしてまた巨大な間接投資を必要とする経済的な悪条件、そうした資本蓄積上の問題については、強力的にこれを解決していこうとする「愛知県」の姿勢を見出しうるのである。

また、ここで云われている第一期、第二期事業における資金計画をみると次のようになっている（第10表）。

工業用水道事業資金計画

(単位：千円)

| 第 二 期 事 業 | | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
| 47 | 48 | 49 | 50 | 51～53 |
| 231,000 | 701,400 | 482,300 | 35,000 | 1,648,500 |
| 181,827 | 172,000 | 677,300 | 238,166 | 957,234 |
| 39,000 | 454,000 | 395,000 | 65,000 | 2,561,000 |
| 390,000 | 848,545 | 0 | 0 | 0 |
| 841,827 | 2,176,005 | 1,554,600 | 338,166 | 5,166,734 |

ちなみに、工業用水道の基本料金は、第一期事業が1立方メートルあたり、7円(45年度5.0円)、おくれで出発した第二期事業が、同じく11.5円となっている。⁸⁾

以上、われわれは、愛知用水以外の工業用水道事業について概観してきた。

一般的な特徴としていえることは、愛知用水で工業用水への転用が強力におしすすめられたように、西三河工業用水道では明治用水からの転用をはかり、そして東三河工業用水道も豊川用水から転用されているという点である。つまり、農業用灌漑用水を工業用水へと転用したということが、しかも国家権力を動員しながら強力的にすすめたということが、日本資本主義の高度経済成長期における一般的特徴として検出されたということである。

そのことはまた次の事情からも説明できる。当初的にはあるが、われわれは愛知用水公団の設立は、農業用水としての愛知用水を建設し、運営するものとして捉えてきた。しかしながら、やがて工業用水を確保することが主要な役割となり、また愛知用水以外でも工業用水を確保するための活動を行なっている。すなわち、昭和43年に完成した豊川用水において、東三河工業用水道の建設をあらかじめみこんだ「一日最大155千立方メートルの工業用水」の取得権を確保しているということがそれである。こうした工業用水の確保という業務が一般的になるにつれて、愛知用水公団は、名実ともに「水資源開発公団」へと変転していく歴史的必然性があったのである。

- 1) 愛知県水道局、『名古屋臨海工業用水道第一期事業概要書』、昭和49年8月。
- 2) 同上参照。
- 3) 愛知県水道局、『愛知県営西三河工業用水道事業概要書』、昭和50年4月、4ページ。

- ージ。
- 4) 同上，5 ページ。
 - 5) 愛知県水道局，『愛知県営東三河工業用水道事業概要書』，昭和50年4月，1 ページ。
 - 6) 愛知県企業局，『東三河臨海工業用地造成事業概要』（1974年）の付表による。
 - 7) 同前。
 - 8) 愛知県水道局，『愛知県営東三河工業用水道事業概要書』，前出，2 ページおよび5 ページ。